

## 投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日 2024年12月17日

# グローバル・リート・セレクション

追加型投信／内外／不動産投信

グローバル・リート・セレクションの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年12月16日に関東財務局長に提出しており、2024年12月17日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

 SBI 岡三アセットマネジメント

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

## 目 次

目 次 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
(1) 【ファンドの名称】 .....	2
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	2
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	2
(4) 【発行（売出）価格】 .....	2
(5) 【申込手数料】 .....	2
(6) 【申込単位】 .....	3
(7) 【申込期間】 .....	3
(8) 【申込取扱場所】 .....	3
(9) 【払込期日】 .....	3
(10) 【払込取扱場所】 .....	3
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	3
(12) 【その他】 .....	3
第二部 【ファンド情報】 .....	4
第1 【ファンドの状況】 .....	4
第2 【管理及び運営】 .....	39
第3 【ファンドの経理状況】 .....	46
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	74
第三部 【委託会社等の情報】 .....	75
第1 【委託会社等の概況】 .....	75

<添付>

投資信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

グローバル・リート・セレクション  
(以下「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。  
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

#### お問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

### (5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

#### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

#### (7) 【申込期間】

2024年12月17日から2025年6月16日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

#### (9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### ■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。  
委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) <b>年12回 (毎月)</b> 日々 その他 ( )	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファン ド ファンド・オブ・ ファンズ	あり ( )
不動産投信 <b>その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))</b>		エマージング		なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「不動産投信」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### 属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 不動産投信とは、目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

## ■ ファンドの特色

1 世界各国の取引所および取引所に準ずる市場で取引(上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。)されている不動産投資信託証券に分散投資し、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。

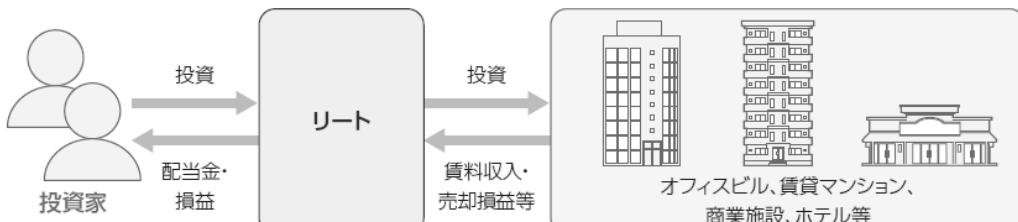
- 実際の運用は北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。



### 不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。

一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。



## 2 | リーフ アメリカ エル エル シーに、各マザーファンドにおける不動産投資信託証券および外貨建資産の運用の指図(外国為替予約取引の指図を除きます。)に関する権限を委託します。

リーフ アメリカ エル エル シーは、委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関し、「オーストラリア／アジアアリート・マザーファンド」についてはDWSインベストメント・オーストラリア・リミテッドに、「ヨーロッパリート・マザーファンド」についてはDWSオルタナティブズ・グローバル・リミテッドに再委託します。

運用会社	リーフ アメリカ エル エル シー	リーフ アメリカ エル エル シー (再委託先運用会社) DWSインベストメント・ オーストラリア・リミテッド	リーフ アメリカ エル エル シー (再委託先運用会社) DWSオルタナティブズ・ グローバル・リミテッド
マザーファンド	北米リート・マザーファンド	オーストラリア/アジアアリート・ マザーファンド	ヨーロッパリート・ マザーファンド
投資対象地域	北米	オーストラリア、 ニュージーランド、 日本を含むアジア	ヨーロッパ
投資対象国・ 地域	アメリカ、カナダ	オーストラリア、 ニュージーランド、日本、香港、 シンガポール、マレーシア	イギリス、オランダ、ベルギー、 フランス、ドイツ、イタリア、 アイルランド、スペイン

\*投資対象国・地域につきましては、2024年9月末現在で、投資する可能性のある国・地域であり、今後、新しくREIT制度を導入する国・地域がある場合、または既にREIT制度がある国・地域で投資対象とするための条件を満たしたと判断した場合には、各マザーファンドの投資対象地域の範囲内で、投資対象国・地域として追加する予定です。



リーフ アメリカ エル エル シーはDWS\*の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。

\*DWSはドイツ銀行グループの資産運用会社です。

## 3 | 高水準の配当収入の獲得を目指すために、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。

## 4 | 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として、高位に保つことを基本とします。

## 5 | 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ●分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

### 分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。  
ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益(評価益を含みます。)が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

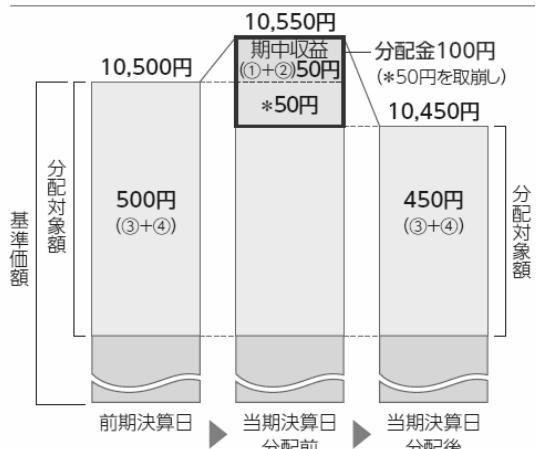
ファンドで分配金が支払われるイメージ



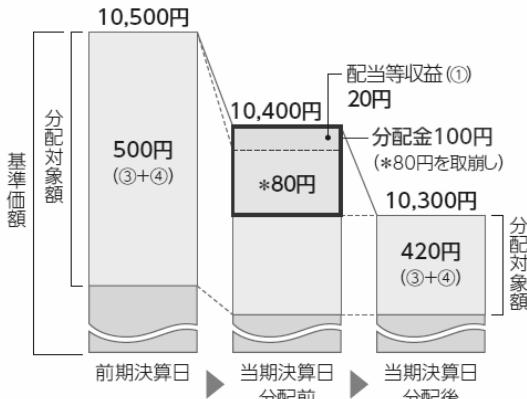
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金



分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。



収益調整金

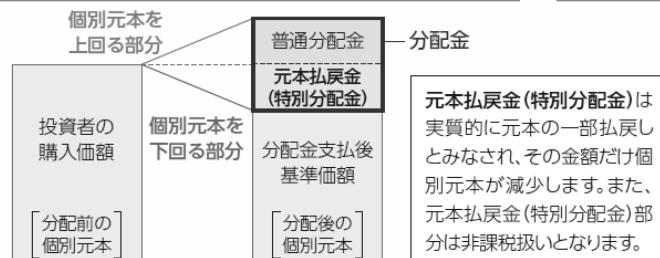
追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

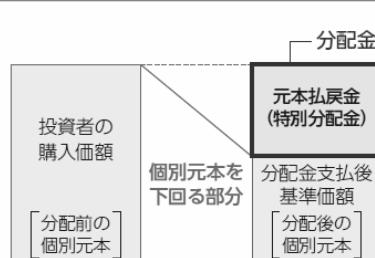
### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

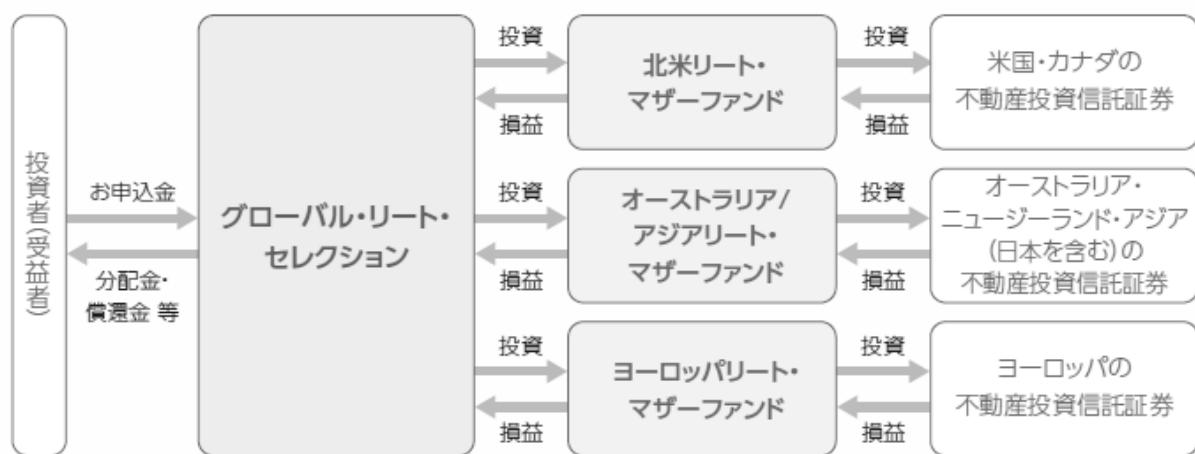
## (2) 【ファンドの沿革】

2005年 1月 27日	信託契約締結、設定、運用開始
2007年 1月 4日	投資信託振替制度へ移行

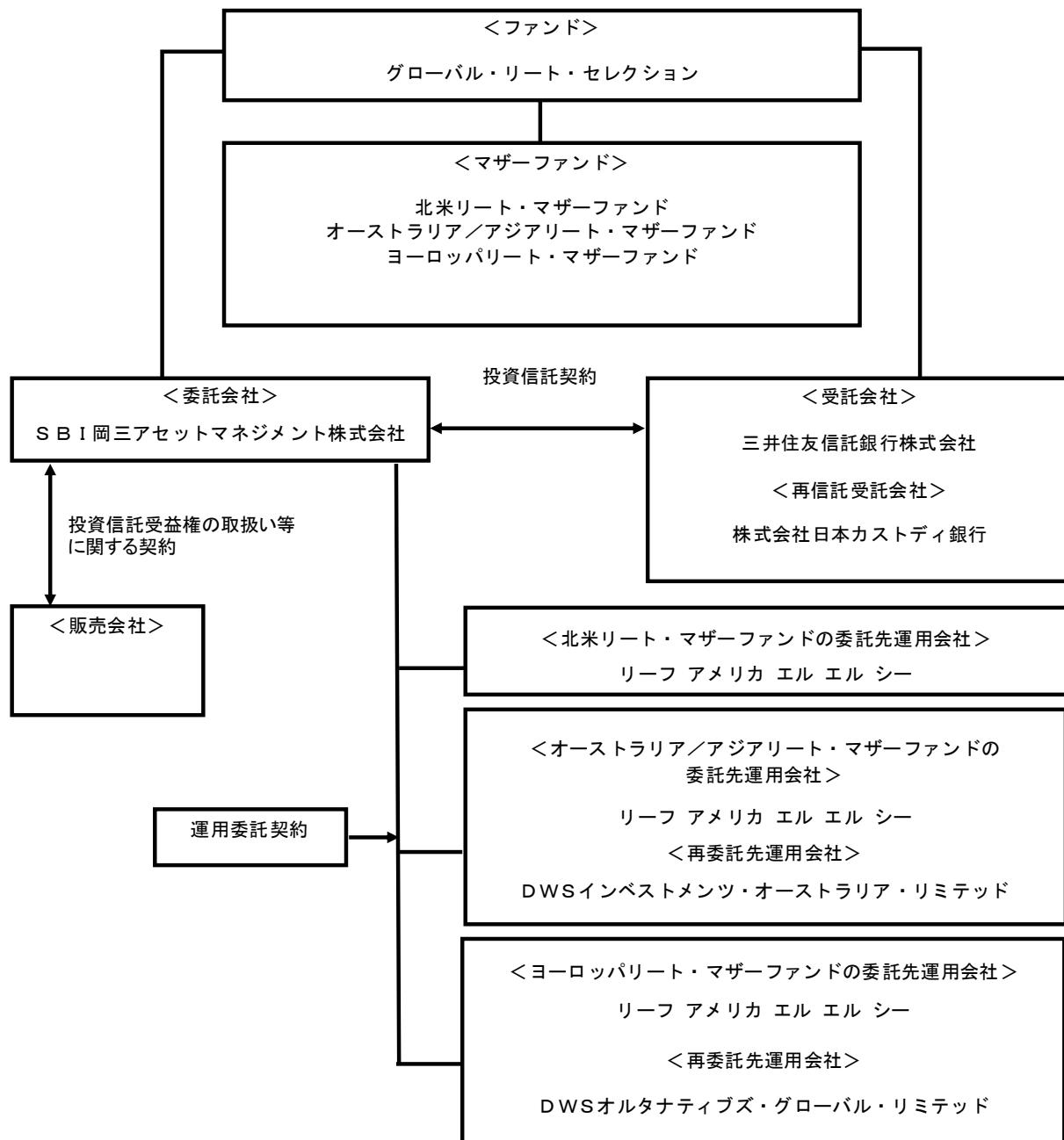
## (3) 【ファンドの仕組み】

### ■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## ■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
マザーファンドの委託先運用会社	委託先運用会社は委託会社との運用委託契約に基づき、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。

	<p><b>&lt;運用委託契約の概要&gt;</b></p> <p>各運用委託契約では、委託会社が各運用会社に委託した運用指図に関する権限の業務内容、各運用会社の注意義務、各運用会社が運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合の委託の中止等について規定しています。</p>
販売会社	<p>委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。</p>

## ■ 委託会社の概況（2024年9月末日現在）

### ◆ 資本金

1億円

### ◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年4月1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年7月1日	商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

### ◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBI F S 合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701 株	49.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ■ 運用方法

##### a 投資対象

北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリー  
ト・マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とします。

##### b 投資態度

イ. 北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリー  
ト・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要  
投資対象とし、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。

ロ. マザーファンドを通じて、世界各国の取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新  
規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）  
されている不動産投資信託証券に、分散投資します。

ハ. 高水準の配当収入の獲得を目指すために、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。

ニ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として、高位に保つことを基本とします。

ホ. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいい、マザーファンドの信託財産  
に属する外貨建資産の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。）につ  
いては、原則として、為替ヘッジを行いません。

ヘ. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

##### a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

##### b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

## ■ 運用の指図範囲

### a 有価証券

委託会社は、信託金を、主としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「北米リート・マザーファンド」、および親投資信託「オーストラリア／アジアリート・マザーファンド」、ならびに親投資信託「ヨーロッパリート・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの
- ハ. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- ニ. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- ホ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ヘ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ト. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

### b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ. 預金
- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

### c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) ファンドが投資するマザーファンドの概要

**北米リート・マザーファンド**

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>DWS<sup>*</sup>の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>※DWSはドイツ銀行グループの資産運用会社です。</p>
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</li> <li>② 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</li> <li>③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</li> <li>④ 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シー（REEF America L.L.C.）に信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</li> <li>⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</li> <li>② 外貨建資産への投資には制限を設けません。</li> <li>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。</li> <li>④ 株式への投資は行いません。</li> <li>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
決算	<p>毎年 9 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	ありません。

## オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>DWS※の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSインベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。</p> <p>※DWSはドイツ銀行グループの資産運用会社です。</p>
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>② 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>④ 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産および不動産投資信託証券についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSインベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。</p> <p>⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。</p> <p>④ 株式への投資は行いません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	毎年 9 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

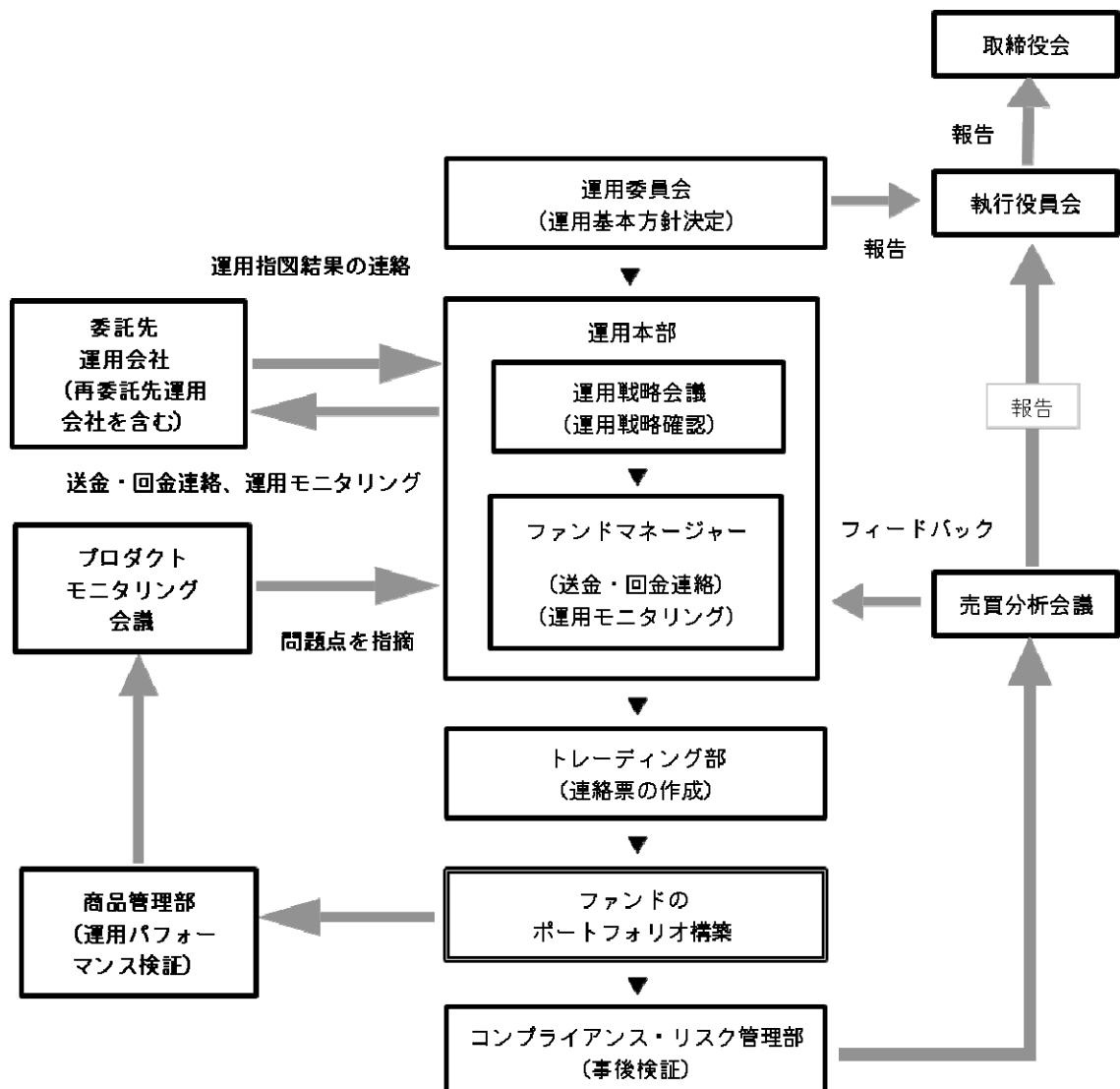
## ヨーロッパリート・マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>DWS※の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSオルタナティブズ・グローバル・リミテッドに再委託します。</p> <p>※DWSはドイツ銀行グループの資産運用会社です。</p>
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>② 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>④ 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSオルタナティブズ・グローバル・リミテッドに再委託します。</p> <p>⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。</p> <p>④ 株式への投資は行いません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	毎年 9 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

### (3) 【運用体制】

#### ■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	<p>運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。</p> <p>また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。</p>
運用戦略会議 (月1回開催)	<p>運用指図の権限の委託先運用会社（以下、「委託先運用会社」という。）及び再委託先運用会社（以下、「再委託先運用会社」という。）の運用戦略の確認を行います。</p>

各運用部	ファンドマネージャーは、委託先運用会社及び再委託先運用会社から提供される運用計画を基に運用計画書を作成します。委託先運用会社及び再委託先運用会社に送金・回金連絡をするとともに、委託先運用会社及び再委託先運用会社の運用状況についてモニタリングを行います。 また、ファンドマネージャーは、委託先運用会社及び再委託先運用会社と四半期に1回、「地域配分戦略会議」を開催し、各国のリート市場の動向やリートの投資価値等について意見交換を行います。ファンドマネージャーは、「地域配分戦略会議」の内容を参考に、リートの地域別配分比率（各マザーファンドの組入比率）を決定します。
委託先運用会社 (再委託先運用会社を含む)	委託先運用会社は、運用委託契約に基づいて、運用の指図を行います。また、委託先運用会社は、運用の指図の一部を再委託先運用会社に再委託しています。
プロダクトモニタリング会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6名程度)	委託先運用会社及び再委託先運用会社から運用指図結果の連絡を受け、連絡票を作成します。また、委託先運用会社及び再委託先運用会社の運用指図の決済状況等の確認を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 (4~6名程度)	法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品管理部 (4~8名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、外部委託の適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

## ■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

## ■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、運用指図に関する権限を委託している委託先運用会社（再委託先運用会社を含む）の運用状況や業務運営態勢等について継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2024年9月末日現在のものであり、変更になることがあります。

#### (4) 【分配方針】

##### ■ 毎月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

###### a 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、この信託に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。

###### b 分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。

ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益（評価益を含みます。）が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

###### c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益の運用については、ファンドの運用の基本方針と同一の運用を行います。

##### ■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

#### (5) 【投資制限】

##### <約款に基づく投資制限>

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 株式への投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### ■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

##### ■ 投資する投資信託証券の範囲

委託会社が投資することを指図する投資信託証券は、取引所および取引所に準ずる市場で取引されている投資信託証券とします。ただし、委託会社は、上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものについては、投資することを指図することができるものとします。

## ■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## ■ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金、その他の資産をいい、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## ■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ＜関係法令に基づく投資制限＞

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、世界各国の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

#### <投資リスク>

##### ■ 不動産投資信託証券のリスク

###### ・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

###### ・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

###### ・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

###### ・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

###### ・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

###### ・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

###### ・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

###### ・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

## ■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

## ■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

## ■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## 〈留意事項〉

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるごとに、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## <投資リスクに対する管理体制>（2024年9月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

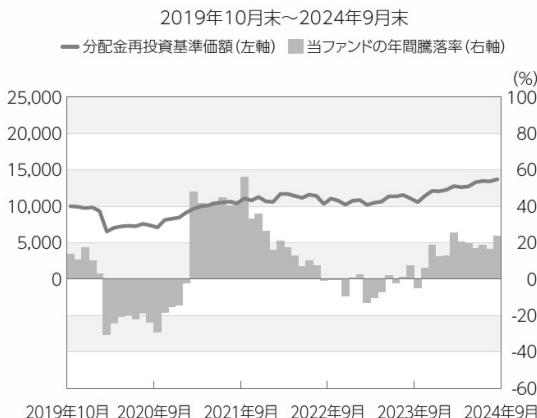
発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適當であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、2019年10月末を10,000として指数化しております。

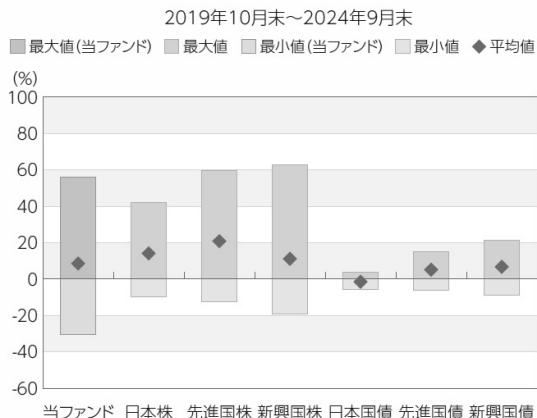
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

\*年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	56.0	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値	△ 30.6	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	8.6	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### 各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

#### お問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1 口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.30%が信託財産留保額として控除されます。

### (3) 【信託報酬等】

#### ■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.65%（税抜 1.50%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.99%（税抜 0.90%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.55%（税抜 0.50%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.11%（税抜 0.10%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

#### ■ 委託先運用会社に支払う運用委託報酬

北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁します。

なお、オーストラリア／アジアリート・マザーファンドおよびヨーロッパリート・マザーファンドの再委託先の運用委託報酬は、委託先運用会社と再委託先運用会社との間で決められ、投資信託財産からの支弁はありません。

## ■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

### (4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
  - ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.0132%（税抜 0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
  - ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

### (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

#### ■ 個人受益者に対する課税

##### ◆ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

##### ◆ 償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※ 償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

## ■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

### ※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

### ※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

### ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの対象ではありません。

## ■ その他

- 配当控除の適用はありません。
- 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記の内容は 2024 年 9 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年3月16日～2024年9月17日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.77%	1.65%	0.12%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

2024年9月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### (1) 【投資状況】

#### グローバル・リート・セレクション

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,515,174,461	99.64
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	9,070,929	0.36
合計（純資産総額）		2,524,245,390	100.00

#### （参考）北米リート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	4,461,669,492	94.40
	カナダ	141,978,562	3.00
	小計	4,603,648,054	97.40
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	122,844,450	2.60
合計（純資産総額）		4,726,492,504	100.00

#### （参考）オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	124,191,900	34.79
	オーストラリア	123,853,513	34.70
	香港	26,009,541	7.29
	シンガポール	66,033,714	18.50
	小計	340,088,668	95.27
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	16,868,048	4.73
合計（純資産総額）		356,956,716	100.00

#### （参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	フランス	231,111,398	28.80
	スペイン	54,342,879	6.77
	ベルギー	74,519,998	9.29
	イギリス	400,578,771	49.91
	ガーンジー	19,284,383	2.40

小計	779,837,429	97.17
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	22,712,892	2.83
合計（純資産総額）	802,550,321	100.00

## (2) 【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

#### グローバル・リート・セレクション

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	北米リート・マザーファンド	421,952,689	4.6145	1,947,100,684	4.6120	1,946,045,801	77.09
2	日本	親投資信託 受益証券	オーストラリア／アジアリート・ マザーファンド	119,977,396	2.7778	333,273,210	2.8035	336,356,629	13.33
3	日本	親投資信託 受益証券	ヨーロッパリート・マザーファン ド	161,669,698	1.4116	228,212,946	1.4398	232,772,031	9.22

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.64
合計	99.64

#### (参考) 北米リート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,524	125,136.09	315,843,492	125,986.34	317,989,532	6.73
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	17,273	18,452.13	318,723,718	17,925.46	309,626,483	6.55
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	15,647	18,437.86	288,497,218	18,155.25	284,075,291	6.01
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	10,881	23,540.82	256,147,756	23,937.24	260,461,199	5.51
5	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,103	33,236.10	236,076,073	32,147.07	228,340,694	4.83
6	アメリカ	投資証券	CUBESMART	28,987	7,785.92	225,690,506	7,597.51	220,229,251	4.66
7	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	12,019	16,869.25	202,751,620	16,660.87	200,247,031	4.24
8	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3,043	51,809.56	157,656,499	50,903.22	154,898,520	3.28
9	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	6,717	22,960.97	154,228,870	23,002.36	154,506,898	3.27
10	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	17,039	8,946.31	152,436,285	8,953.45	152,557,884	3.23
11	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,554	44,981.35	159,863,752	42,048.25	149,439,509	3.16
12	アメリカ	投資証券	STAG INDUSTRIAL INC	25,883	5,726.57	148,221,063	5,600.72	144,963,570	3.07
13	アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	12,981	10,948.81	142,126,610	10,680.48	138,643,387	2.93
14	アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	27,139	4,721.50	128,137,016	4,874.22	132,281,714	2.80
15	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	7,935	16,730.81	132,758,983	16,325.45	129,542,505	2.74
16	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	30,150	4,016.42	121,095,129	3,910.80	117,910,680	2.49
17	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	12,401	9,234.63	114,518,659	9,111.88	112,996,464	2.39
18	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	10,861	10,737.22	116,616,973	10,099.57	109,691,482	2.32
19	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	32,730	3,197.53	104,655,471	3,225.69	105,577,096	2.23
20	アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	3,532	27,155.81	95,914,321	26,787.56	94,613,685	2.00

21	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	8,898	10,113.13	89,986,708	9,919.73	88,265,802	1.87
22	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	15,284	5,823.38	89,004,601	5,756.30	87,979,303	1.86
23	アメリカ	投資証券	EPR PROPERTIES	12,444	6,972.36	86,764,054	6,929.54	86,231,214	1.82
24	アメリカ	投資証券	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	22,104	3,467.04	76,635,556	3,728.10	82,406,090	1.74
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	11,499	6,704.02	77,089,619	6,421.42	73,839,940	1.56
26	アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	9,020	8,088.50	72,958,352	7,998.58	72,147,275	1.53
27	アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	17,630	4,086.35	72,042,525	4,082.07	71,967,035	1.52
28	アメリカ	投資証券	NATL HEALTH INVESTORS INC	5,848	12,142.04	71,006,656	11,845.16	69,270,511	1.47
29	アメリカ	投資証券	APPLE HOSPITALITY REIT INC	29,396	2,052.72	60,341,885	2,160.93	63,522,763	1.34
30	カナダ	投資証券	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	21,060	2,857.77	60,184,845	2,819.77	59,384,455	1.26

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.40
合計	97.40

(参考) オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	8,785	3,517.74	30,903,433	3,547.36	31,163,636	8.73
2	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	142,982	222.18	31,768,330	217.20	31,056,548	8.70
3	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	82,414	365.30	30,105,917	362.33	29,861,815	8.37
4	香港	投資証券	LINK REIT	35,530	701.73	24,932,609	732.04	26,009,541	7.29
5	日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	158	154,600	24,426,800	151,200	23,889,600	6.69
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	237	101,300	24,008,100	96,600	22,894,200	6.41
7	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	177	120,800	21,381,600	119,600	21,169,200	5.93
8	シンガポール	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	63,600	326.84	20,787,250	321.03	20,417,737	5.72
9	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	303	64,900	19,664,700	65,200	19,755,600	5.53
10	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	74	268,100	19,839,400	246,200	18,218,800	5.10
11	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	28,843	520.30	15,007,218	522.28	15,064,171	4.22
12	オーストラリア	投資証券	REGION RE LTD	64,927	229.83	14,922,173	230.04	14,935,865	4.18
13	シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	55,100	241.88	13,328,133	239.66	13,205,293	3.70
14	シンガポール	投資証券	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	67,331	160.99	10,840,228	162.74	10,957,864	3.07
15	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	32	327,429	10,477,742	327,000	10,464,000	2.93
16	シンガポール	投資証券	KEPPEL DC REIT	30,500	249.69	7,615,630	244.11	7,445,639	2.09
17	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	21	235,200	4,939,200	235,500	4,945,500	1.39
18	シンガポール	投資証券	PARAGON REIT	48,600	95.86	4,659,000	100.32	4,875,698	1.37
19	シンガポール	投資証券	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	16,100	284.24	4,576,401	276.44	4,450,774	1.25

20	日本	投資証券	ジャパンリアルエスティート投資法人 投資証券	5	592,000	2,960,000	571,000	2,855,000	0.80
21	シンガポール	投資証券	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	5,800	458.14	2,657,222	468.17	2,715,409	0.76
22	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	3,553	500.56	1,778,494	498.58	1,771,478	0.50
23	シンガポール	投資証券	FRASERS CENTREPOINT TRUST	4,700	266.41	1,252,142	260.83	1,225,947	0.34
24	シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL NEW3	3,085	223.72	690,178	239.66	739,353	0.21

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資証券	95.27
合計	95.27

(参考) ヨーロッパリート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,900	12,355.82	60,543,543	12,594.97	61,715,353	7.69
2	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	34,030	1,726.91	58,766,788	1,681.82	57,232,611	7.13
3	イギリス	投資証券	TRITAX BIG BOX REIT PLC	183,624	316.91	58,193,891	307.94	56,545,239	7.05
4	フランス	投資証券	KLEPIERRE	11,830	4,652.16	55,035,140	4,719.12	55,827,284	6.96
5	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	65,091	882.55	57,446,622	850.84	55,382,522	6.90
6	スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	29,435	1,882.86	55,422,228	1,846.19	54,342,879	6.77
7	イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	135,500	399.25	54,098,741	395.81	53,632,819	6.68
8	イギリス	投資証券	UNITE GROUP PLC/THE	27,109	1,879.73	50,957,741	1,826.24	49,507,724	6.17
9	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	37,758	1,287.54	48,615,019	1,260.79	47,605,211	5.93
10	フランス	投資証券	COVIVIO	4,850	8,744.73	42,411,967	8,856.33	42,953,232	5.35
11	ベルギー	投資証券	AEDIFICA	3,639	10,251.34	37,304,659	10,275.26	37,391,684	4.66
12	ベルギー	投資証券	WAREHOUSES DE PAUW SCA	9,560	3,944.29	37,707,491	3,883.71	37,128,314	4.63
13	イギリス	投資証券	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	89,030	290.36	25,851,249	286.54	25,511,101	3.18
14	イギリス	投資証券	PRS REIT PLC/THE	121,500	185.29	22,513,840	200.58	24,370,652	3.04
15	フランス	投資証券	ICADE	5,337	4,218.51	22,514,229	4,342.87	23,177,914	2.89
16	フランス	投資証券	GECINA SA	1,158	17,090.89	19,791,258	16,787.97	19,440,480	2.42
17	ガーンジー	投資証券	SIRIUS REAL ESTATE LTD	101,000	192.94	19,486,970	190.93	19,284,383	2.40
18	イギリス	投資証券	HAMMERSOHN PLC	314,130	57.30	18,002,477	60.90	19,130,631	2.38
19	フランス	投資証券	MERCIALYS	7,770	1,965.77	15,274,048	1,978.52	15,373,149	1.92
20	フランス	投資証券	ARGAN	1,060	12,164.50	12,894,379	11,909.42	12,623,986	1.57
21	イギリス	投資証券	LIFE SCIENCE REIT PLC	164,970	60.17	9,926,979	70.68	11,660,261	1.45

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.17
合計	97.17

## ②【投資不動産物件】

グローバル・リート・セレクション

該当事項はありません。

(参考) 北米リート・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) ヨーロッパリート・マザーファンド

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

グローバル・リート・セレクション

該当事項はありません。

(参考) 北米リート・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) ヨーロッパリート・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

グローバル・リート・セレクション

	純資産総額(円)	基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)
第 21 特定期間末 (2015 年 3 月 16 日)	7,406,015,694	7,582,498,699	0.5219
第 22 特定期間末 (2015 年 9 月 15 日)	5,962,461,057	6,125,291,873	0.4527
第 23 特定期間末 (2016 年 3 月 15 日)	5,315,810,202	5,415,752,928	0.4641
第 24 特定期間末 (2016 年 9 月 15 日)	4,690,879,117	4,755,752,414	0.4496
第 25 特定期間末 (2017 年 3 月 15 日)	4,579,158,861	4,639,414,333	0.4701
第 26 特定期間末 (2017 年 9 月 15 日)	4,328,298,408	4,383,239,326	0.4868
第 27 特定期間末 (2018 年 3 月 15 日)	3,609,554,801	3,659,765,453	0.4457
第 28 特定期間末 (2018 年 9 月 18 日)	3,779,283,381	3,826,325,342	0.4958
第 29 特定期間末 (2019 年 3 月 15 日)	3,598,961,932	3,642,582,661	0.5143
第 30 特定期間末 (2019 年 9 月 17 日)	3,462,012,201	3,502,710,439	0.5189
第 31 特定期間末 (2020 年 3 月 16 日)	2,408,666,456	2,445,980,402	0.4024
第 32 特定期間末 (2020 年 9 月 15 日)	2,367,598,518	2,403,159,891	0.4047
第 33 特定期間末 (2021 年 3 月 15 日)	2,829,282,090	2,863,633,097	0.5038
第 34 特定期間末 (2021 年 9 月 15 日)	2,808,261,200	2,840,731,541	0.5403
第 35 特定期間末 (2022 年 3 月 15 日)	2,643,418,846	2,673,214,363	0.5462
第 36 特定期間末 (2022 年 9 月 15 日)	2,685,789,963	2,714,149,602	0.5816
第 37 特定期間末 (2023 年 3 月 15 日)	2,304,166,648	2,331,232,208	0.5185
第 38 特定期間末 (2023 年 9 月 15 日)	2,446,016,130	2,472,127,360	0.5733
第 39 特定期間末 (2024 年 3 月 15 日)	2,440,393,484	2,465,301,780	0.5993
第 40 特定期間末 (2024 年 9 月 17 日)	2,522,300,678	2,545,875,418	0.6634
2023 年 9 月末日	2,323,670,507	—	0.5481
10 月末日	2,199,608,705	—	0.5217
11 月末日	2,363,861,706	—	0.5641
12 月末日	2,466,122,786	—	0.5965
2024 年 1 月末日	2,433,557,702	—	0.5931
2 月末日	2,461,619,118	—	0.6022
3 月末日	2,541,678,556	—	0.6256
4 月末日	2,498,042,754	—	0.6175
5 月末日	2,492,613,626	—	0.6209
6 月末日	2,546,015,830	—	0.6484

7月末日	2,529,428,109	—	0.6559	—
8月末日	2,491,163,733	—	0.6526	—
9月末日	2,524,245,390	—	0.6648	—

### ②【分配の推移】

グローバル・リート・セレクション

	期間	分配金 (1口当たり)
第21特定期間	2014年9月17日～2015年3月16日	0.0120円
第22特定期間	2015年3月17日～2015年9月15日	0.0120円
第23特定期間	2015年9月16日～2016年3月15日	0.0080円
第24特定期間	2016年3月16日～2016年9月15日	0.0060円
第25特定期間	2016年9月16日～2017年3月15日	0.0060円
第26特定期間	2017年3月16日～2017年9月15日	0.0060円
第27特定期間	2017年9月16日～2018年3月15日	0.0060円
第28特定期間	2018年3月16日～2018年9月18日	0.0060円
第29特定期間	2018年9月19日～2019年3月15日	0.0060円
第30特定期間	2019年3月16日～2019年9月17日	0.0060円
第31特定期間	2019年9月18日～2020年3月16日	0.0060円
第32特定期間	2020年3月17日～2020年9月15日	0.0060円
第33特定期間	2020年9月16日～2021年3月15日	0.0060円
第34特定期間	2021年3月16日～2021年9月15日	0.0060円
第35特定期間	2021年9月16日～2022年3月15日	0.0060円
第36特定期間	2022年3月16日～2022年9月15日	0.0060円
第37特定期間	2022年9月16日～2023年3月15日	0.0060円
第38特定期間	2023年3月16日～2023年9月15日	0.0060円
第39特定期間	2023年9月16日～2024年3月15日	0.0060円
第40特定期間	2024年3月16日～2024年9月17日	0.0060円

### ③【収益率の推移】

グローバル・リート・セレクション

	期間	収益率 (%)
第21特定期間	2014年9月17日～2015年3月16日	17.2
第22特定期間	2015年3月17日～2015年9月15日	△11.0
第23特定期間	2015年9月16日～2016年3月15日	4.3
第24特定期間	2016年3月16日～2016年9月15日	△1.8
第25特定期間	2016年9月16日～2017年3月15日	5.9
第26特定期間	2017年3月16日～2017年9月15日	4.8
第27特定期間	2017年9月16日～2018年3月15日	△7.2

第 28 特定期間	2018 年 3 月 16 日～2018 年 9 月 18 日	12.6
第 29 特定期間	2018 年 9 月 19 日～2019 年 3 月 15 日	4.9
第 30 特定期間	2019 年 3 月 16 日～2019 年 9 月 17 日	2.1
第 31 特定期間	2019 年 9 月 18 日～2020 年 3 月 16 日	△21.3
第 32 特定期間	2020 年 3 月 17 日～2020 年 9 月 15 日	2.1
第 33 特定期間	2020 年 9 月 16 日～2021 年 3 月 15 日	26.0
第 34 特定期間	2021 年 3 月 16 日～2021 年 9 月 15 日	8.4
第 35 特定期間	2021 年 9 月 16 日～2022 年 3 月 15 日	2.2
第 36 特定期間	2022 年 3 月 16 日～2022 年 9 月 15 日	7.6
第 37 特定期間	2022 年 9 月 16 日～2023 年 3 月 15 日	△9.8
第 38 特定期間	2023 年 3 月 16 日～2023 年 9 月 15 日	11.7
第 39 特定期間	2023 年 9 月 16 日～2024 年 3 月 15 日	5.6
第 40 特定期間	2024 年 3 月 16 日～2024 年 9 月 17 日	11.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### グローバル・リート・セレクション

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 21 特定期間	63,633,588	1,203,732,473
第 22 特定期間	43,242,609	1,065,234,522
第 23 特定期間	30,080,696	1,744,518,014
第 24 特定期間	19,273,257	1,042,205,420
第 25 特定期間	21,461,488	712,074,701
第 26 特定期間	22,309,297	872,820,774
第 27 特定期間	19,868,018	812,834,424
第 28 特定期間	14,375,729	489,743,463
第 29 特定期間	13,661,169	638,510,703
第 30 特定期間	19,434,978	345,493,981
第 31 特定期間	10,454,519	696,871,832
第 32 特定期間	16,866,258	152,167,075
第 33 特定期間	26,397,647	260,906,659
第 34 特定期間	19,258,946	437,785,447
第 35 特定期間	81,225,347	438,827,254
第 36 特定期間	6,435,724	227,838,526
第 37 特定期間	6,689,116	180,798,749
第 38 特定期間	8,068,069	185,275,264
第 39 特定期間	4,789,047	199,825,246
第 40 特定期間	7,501,890	277,250,443

2024年9月30日現在

## ●基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## ●分配金の推移

2024年 9月	10円
2024年 8月	10円
2024年 7月	10円
2024年 6月	10円
2024年 5月	10円
直近1年累計	120円
設定来累計	9,530円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## ●主な資産の状況

## 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
北米リート・マザーファンド	77.09%
オーストラリア／アジアリート・マザーファンド	13.33%
ヨーロッパリート・マザーファンド	9.22%

## 組入上位銘柄

北米リート・マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
EQUINIX INC	アメリカ	6.73%
PROLOGIS INC	アメリカ	6.55%
WELLTOWER INC	アメリカ	6.01%
SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	5.51%
AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	4.83%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です(以下同じ)。

## 組入上位銘柄

オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
GOODMAN GROUP	オーストラリア	8.73%
MIRVAC GROUP	オーストラリア	8.70%
SCENTRE GROUP	オーストラリア	8.37%
LINK REIT	香港	7.29%
KDX不動産投資法人 投資証券	日本	6.69%

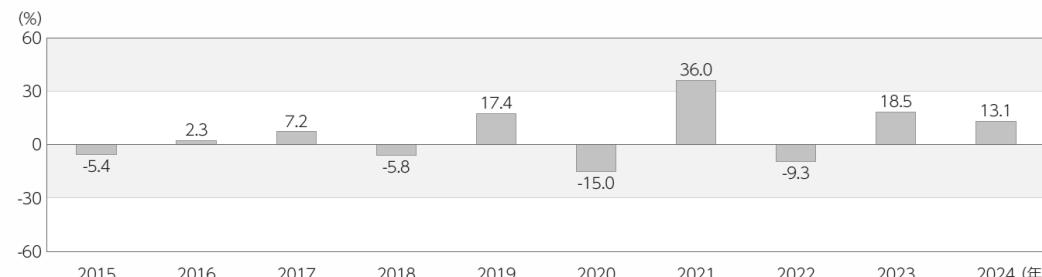
## 組入上位銘柄

ヨーロッパリート・マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	フランス	7.69%
SEGRO PLC	イギリス	7.13%
TRITAX BIG BOX REIT PLC	イギリス	7.05%
KLEPIERRE	フランス	6.96%
BRITISH LAND CO PLC	イギリス	6.90%

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## ●年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2024年は年初から9月末までの收益率を示しています。

※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手数料等

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### ■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

#### ■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 翌日および翌々日（土曜日および日曜日を除きます。）が委託会社の休業日である日
- ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日
- ・ オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ ロンドン証券取引所の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

#### ■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

#### ■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

- 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。  
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

**申込（販売）手続等に関するお問合わせ先（照会先）**  
**SBI岡三アセットマネジメント株式会社**  
**フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）**  
**ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>**

## 2 【換金（解約）手続等】

### ■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

### ■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- 翌日および翌々日（土曜日および日曜日を除きます。）が委託会社の休業日である日
- ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日
- オーストラリア証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

### ■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

### ■ 解約請求制による換金手続

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。  
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。

- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

### ■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

**換金（解約）手続等に関するお問合わせ先（照会先）**

**SBI岡三アセットマネジメント株式会社**

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

## 3 【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### ■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

#### ■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

#### ■ 不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資する世界各国の取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券は、原則として、世界各国の取引所および取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

#### ■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### ■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

**お問合わせ先（照会先）**

**SBI岡三アセットマネジメント株式会社**

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は、2005 年 1 月 27 日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

## (4) 【計算期間】

計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

## (5) 【その他】

### ■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と協議のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ~ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の【信託約款の変更】 d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b ~ e の規定に従います。

## ■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## ■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年 3 月 16 日から 9 月 15 日まで、9 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

## ■ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

## ■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

### ◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 カ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 委託先運用会社との契約更改等

委託会社と各マザーファンドの委託先運用会社との間で締結された「運用委託契約」の有効期間は、契約日より各マザーファンドの信託契約終了の日までとします。ただし、委託会社、委託先運用会社のいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、運用委託契約を解約することができます。

また、委託先運用会社が、運用委託契約、信託約款、法令諸規則に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社が必要と認めるときは、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

## 4 【受益者の権利等】

### ■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### ■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 儻還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

### ■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

### ■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は 6 カ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 特定期間（2024 年 3 月 16 日から 2024 年 9 月 17 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 瞳  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル・リート・セレクション」の2024年3月16日から2024年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル・リート・セレクション」の2024年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【グローバル・リート・セレクション】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第39 特定期間末 (2024年3月15日現在)	第40 特定期間末 (2024年9月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	882,052	731,134
コール・ローン	23,199,181	10,641,840
親投資信託受益証券	2,423,634,828	2,518,513,882
未収利息	-	59
<b>流動資産合計</b>	<b>2,447,716,061</b>	<b>2,529,886,915</b>
資産合計	2,447,716,061	2,529,886,915
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,071,827	3,802,079
未払解約金	1,009	26,484
未払受託者報酬	214,923	248,525
未払委託者報酬	3,008,914	3,479,336
未払利息	8	-
その他未払費用	25,896	29,813
<b>流動負債合計</b>	<b>7,322,577</b>	<b>7,586,237</b>
負債合計	7,322,577	7,586,237
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*14,071,827,638	*13,802,079,085
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△1,631,434,154	△1,279,778,407
(分配準備積立金)	167,961,051	172,774,750
<b>元本等合計</b>	<b>2,440,393,484</b>	<b>2,522,300,678</b>
純資産合計	*32,440,393,484	*32,522,300,678
負債純資産合計	2,447,716,061	2,529,886,915

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 39 特定期間 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	第 40 特定期間 自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	83	7,824
有価証券売買等損益	151,276,973	298,879,054
<b>営業収益合計</b>	<b>151,277,056</b>	<b>298,886,878</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,990	26
受託者報酬	1,309,118	1,404,572
委託者報酬	*118,327,558	*119,663,958
その他費用	158,060	168,504
<b>営業費用合計</b>	<b>19,797,726</b>	<b>21,237,060</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>131,479,330</b>	<b>277,649,818</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>131,479,330</b>	<b>277,649,818</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>131,479,330</b>	<b>277,649,818</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△661,013	703,526
期首剩余金又は期首次損金（△）	△1,820,847,707	△1,631,434,154
剩余金増加額又は欠損金減少額	84,227,150	101,000,645
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	84,227,150	101,000,645
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,045,644	2,716,450
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,045,644	2,716,450
分配金	*224,908,296	*223,574,740
<b>期末剩余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>△1,631,434,154</b>	<b>△1,279,778,407</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第40特定期間 自 2024年3月16日 至 2024年9月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6カ月未満であるため財務諸表を6カ月毎に作成しており、当特定期間末が休日のため、2024年3月16日から2024年9月17日までを特定期間としております。	

(貸借対照表に関する注記)

第39特定期間末 (2024年3月15日現在)	第40特定期間末 (2024年9月17日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 4,071,827,638口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 3,802,079,085口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,631,434,154円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,279,778,407円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5993円 (10,000口当たりの純資産額 5,993円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6634円 (10,000口当たりの純資産額 6,634円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第39特定期間 自 2023年9月16日 至 2024年3月15日	第40特定期間 自 2024年3月16日 至 2024年9月17日
*1. 当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用	*1. 当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用
[支払金額] ①北米リート・マザーファンド 5,378,207円	[支払金額] ①北米リート・マザーファンド 5,825,252円
②オーストラリア／アジアリート・マザーファンド 1,101,500円	②オーストラリア／アジアリート・マザーファンド 1,097,952円
③ヨーロッパリート・マザーファンド 601,678円	③ヨーロッパリート・マザーファンド 692,161円
*2. 分配金の計算過程 第224計算期間(2023年9月16日～2023年10月16日) 費用控除後の配当等収A 5,166,133円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売	*2. 分配金の計算過程 第230計算期間(2024年3月16日～2024年4月15日) 費用控除後の配当等収A 8,096,293円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売

買等損益額		買等損益額	
収益調整金額 C	23,057,683 円	収益調整金額 C	22,276,109 円
分配準備積立金額 D	157,923,097 円	分配準備積立金額 D	167,327,688 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	186,146,913 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	197,700,090 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	4,230,880,373 口	当ファンドの期末残存 F	4,056,487,129 口
口数		口数	
10,000 口当たりの収 益分配対象額 G=E/F*10,000	439 円	10,000 口当たりの収 益分配対象額 G=E/F*10,000	487 円
10,000 口当たりの分 配額 H	10 円	10,000 口当たりの分 配額 H	10 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,230,880 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,056,487 円
第 225 計算期間(2023 年 10 月 17 日～2023 年 11 月 15 日)		第 231 計算期間(2024 年 4 月 16 日～2024 年 5 月 15 日)	
費用控除後の配当等収 A	4,111,551 円	費用控除後の配当等収 A	4,709,697 円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	0 円	費用控除後・繰越欠損 B	0 円
金補填後の有価証券売		金補填後の有価証券売	
買等損益額		買等損益額	
収益調整金額 C	22,944,182 円	収益調整金額 C	22,156,392 円
分配準備積立金額 D	157,851,918 円	分配準備積立金額 D	170,227,854 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	184,907,651 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	197,093,943 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	4,203,914,702 口	当ファンドの期末残存 F	4,029,240,026 口
口数		口数	
10,000 口当たりの収 益分配対象額 G=E/F*10,000	439 円	10,000 口当たりの収 益分配対象額 G=E/F*10,000	489 円
10,000 口当たりの分 配額 H	10 円	10,000 口当たりの分 配額 H	10 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,203,914 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,029,240 円
第 226 計算期間(2023 年 11 月 16 日～2023 年 12 月 15 日)		第 232 計算期間(2024 年 5 月 16 日～2024 年 6 月 17 日)	
費用控除後の配当等収 A	8,936,767 円	費用控除後の配当等収 A	5,162,506 円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	0 円	費用控除後・繰越欠損 B	0 円
金補填後の有価証券売		金補填後の有価証券売	
買等損益額		買等損益額	
収益調整金額 C	22,823,575 円	収益調整金額 C	21,714,846 円
分配準備積立金額 D	156,661,153 円	分配準備積立金額 D	167,455,878 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	188,421,495 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	194,333,230 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	4,174,467,221 口	当ファンドの期末残存 F	3,944,830,249 口
口数		口数	
10,000 口当たりの収 益分配対象額 G=E/F*10,000	451 円	10,000 口当たりの収 益分配対象額 G=E/F*10,000	492 円
10,000 口当たりの分 配額 H	10 円	10,000 口当たりの分 配額 H	10 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,174,467 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	3,944,830 円
第 227 計算期間(2023 年 12 月 16 日～2024 年 1 月 15 日)		第 233 計算期間(2024 年 6 月 18 日～2024 年 7 月 16 日)	
費用控除後の配当等収 A	10,943,263 円	費用控除後の配当等収 A	13,241,026 円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	0 円	費用控除後・繰越欠損 B	0 円
金補填後の有価証券売		金補填後の有価証券売	
買等損益額		買等損益額	
収益調整金額 C	22,612,369 円	収益調整金額 C	21,544,105 円
分配準備積立金額 D	159,788,275 円	分配準備積立金額 D	166,597,425 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	193,343,907 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	201,382,556 円
収益額		収益額	

当ファンドの期末残存F 口数	4,130,917,200 口	当ファンドの期末残存F 口数	3,896,789,956 口
10,000 口当たりの収 益分配対象額	G=E/F*10,000 468 円	10,000 口当たりの収 益分配対象額	G=E/F*10,000 516 円
10,000 口当たりの分 配額	H 10 円	10,000 口当たりの分 配額	H 10 円
収益分配金額 I=F*H/10,000	4,130,917 円	収益分配金額 I=F*H/10,000	3,896,789 円
第 228 計算期間(2024 年 1 月 16 日～2024 年 2 月 15 日)		第 234 計算期間(2024 年 7 月 17 日～2024 年 8 月 15 日)	
費用控除後の配当等収 益額	A 1,327,405 円	費用控除後の配当等収 益額	A 220,895 円
費用控除後・繰越欠損 B	0 円	費用控除後・繰越欠損 B	0 円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	22,447,158 円	収益調整金額 C	21,390,952 円
分配準備積立金額 D	165,239,431 円	分配準備積立金額 D	173,590,026 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	189,013,994 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	195,201,873 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	4,096,291,371 口	当ファンドの期末残存F 口数	3,845,315,262 口
10,000 口当たりの収 益分配対象額	G=E/F*10,000 461 円	10,000 口当たりの収 益分配対象額	G=E/F*10,000 507 円
10,000 口当たりの分 配額	H 10 円	10,000 口当たりの分 配額	H 10 円
収益分配金額 I=F*H/10,000	4,096,291 円	収益分配金額 I=F*H/10,000	3,845,315 円
第 229 計算期間(2024 年 2 月 16 日～2024 年 3 月 15 日)		第 235 計算期間(2024 年 8 月 16 日～2024 年 9 月 17 日)	
費用控除後の配当等収 益額	A 10,521,424 円	費用控除後の配当等収 益額	A 8,485,609 円
費用控除後・繰越欠損 B	0 円	費用控除後・繰越欠損 B	0 円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	22,336,871 円	収益調整金額 C	21,181,793 円
分配準備積立金額 D	161,511,454 円	分配準備積立金額 D	168,091,220 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	194,369,749 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	197,758,622 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	4,071,827,638 口	当ファンドの期末残存F 口数	3,802,079,085 口
10,000 口当たりの収 益分配対象額	G=E/F*10,000 477 円	10,000 口当たりの収 益分配対象額	G=E/F*10,000 520 円
10,000 口当たりの分 配額	H 10 円	10,000 口当たりの分 配額	H 10 円
収益分配金額 I=F*H/10,000	4,071,827 円	収益分配金額 I=F*H/10,000	3,802,079 円

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期 別	第 39 特定期間 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	第 40 特定期間 自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p>
-------------------	---	--

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第 39 特定期間末 (2024 年 3 月 15 日現在)	第 40 特定期間末 (2024 年 9 月 17 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 39 特定期間 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	第 40 特定期間 自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 40 特定期間 自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

### 1. 元本の移動

第 39 特定期間末 (2024 年 3 月 15 日現在)	第 40 特定期間末 (2024 年 9 月 17 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況

期首元本額	4, 266, 863, 837 円	期首元本額	4, 071, 827, 638 円
期中追加設定元本額	4, 789, 047 円	期中追加設定元本額	7, 501, 890 円
期中一部解約元本額	199, 825, 246 円	期中一部解約元本額	277, 250, 443 円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 39 特定期間末 (2024 年 3 月 15 日現在)

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	34, 835, 147
合計	34, 835, 147

第 40 特定期間末 (2024 年 9 月 17 日現在)

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	80, 430, 159
合計	80, 430, 159

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 1. 有価証券明細表

##### ①株式

該当事項はありません。

##### ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	北米リート・マザーファンド	423, 039, 646	1, 952, 116, 446	
		オーストラリア／アジアリート・マザーファンド	119, 977, 396	333, 273, 210	
		ヨーロッパリート・マザーファンド	165, 148, 928	233, 124, 226	
		銘柄数：3 組入時価比率：99. 8%	708, 165, 970	2, 518, 513, 882 100. 0%	
合計				2, 518, 513, 882	

(注) 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

#### 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア／アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

### 北米リート・マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2024 年 3 月 15 日現在	2024 年 9 月 17 日現在
			金額	金額
<b>資産の部</b>				
流動資産				
預金			48,048,121	47,535,607
金銭信託			2,899,854	2,633,462
コール・ローン			76,270,118	38,330,682
投資証券			4,245,183,492	4,605,335,393
未収配当金			13,073,206	13,280,465
未収利息			-	213
流動資産合計			4,385,474,791	4,707,115,822
資産合計			4,385,474,791	4,707,115,822
<b>負債の部</b>				
流動負債				
未払解約金			2,500,000	350,000
未払利息			29	-
その他未払費用			413	-
流動負債合計			2,500,442	350,000
負債合計			2,500,442	350,000
<b>純資産の部</b>				
元本等				
元本	*1		1,083,735,841	1,019,986,971
剰余金			3,299,238,508	3,686,778,851
剰余金又は欠損金（△）			4,382,974,349	4,706,765,822
元本等合計			4,382,974,349	4,706,765,822
純資産合計	*2		4,385,474,791	4,707,115,822
負債純資産合計				

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。

### (貸借対照表に関する注記)

2024 年 3 月 15 日現在	2024 年 9 月 17 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,083,735,841 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,019,986,971 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 4.0443 円 (10,000 口当たりの純資産額 40,443 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 4.6145 円 (10,000 口当たりの純資産額 46,145 円)

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p> <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行ております。</p>
-------------------	---	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2024年3月15日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

### 1. 元本の移動

2024年3月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年9月16日
期首元本額	1,130,973,301円
期首より2024年3月15日までの追加設定元本額	42,196,638円
期首より2024年3月15日までの一部解約元本額	89,434,098円
期末元本額	1,083,735,841円

2024年3月15日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	457,058,130円
D C グローバル・リート・セレクション	26,470,106円
北米リート・セレクトファンド Aコース（定額目標分配型／為替ヘッジあり）	6,826,604円
北米リート・セレクトファンド Bコース（定額目標分配型／為替ヘッジなし）	441,932,917円
北米リート・セレクトファンド Cコース（定率目標分配型／為替ヘッジあり）	11,585,089円
北米リート・セレクトファンド Dコース（定率目標分配型／為替ヘッジなし）	96,974,274円
北米リート・セレクトファンド Eコース（資産成長型／為替ヘッジあり）	5,022,329円
北米リート・セレクトファンド Fコース（資産成長型／為替ヘッジなし）	37,866,392円

2024年9月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年3月16日
期首元本額	1,083,735,841円
期首より2024年9月17日までの追加設定元本額	18,678,764円
期首より2024年9月17日までの一部解約元本額	82,427,634円
期末元本額	1,019,986,971円
2024年9月17日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	423,039,646円
D C グローバル・リート・セレクション	25,829,054円
北米リート・セレクトファンド Aコース（定額目標分配型／為替ヘッジあり）	6,593,285円
北米リート・セレクトファンド Bコース（定額目標分配型／為替ヘッジなし）	436,930,544円
北米リート・セレクトファンド Cコース（定率目標分配型／為替ヘッジあり）	11,733,190円
北米リート・セレクトファンド Dコース（定率目標分配型／為替ヘッジなし）	73,565,066円
北米リート・セレクトファンド Eコース（資産成長型／為替ヘッジあり）	5,482,911円
北米リート・セレクトファンド Fコース（資産成長型／為替ヘッジなし）	36,813,275円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年3月15日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	200,883,252
合計	200,883,252

2024年9月17日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	834,748,331
合計	834,748,331

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	AGREE REALTY CORP	12,981	995,772.51	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	19,732	481,066.16	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	11,340	464,373.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	17,710	507,037.30	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	28,214	404,588.76	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,103	1,654,004.58	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	54,599	296,472.57	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	30,404	855,568.56	
		CUBSMART	28,987	1,581,240.85	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	6,892	1,108,716.04	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	3,532	671,998.32	
		EPR PROPERTIES	12,444	607,889.40	
		EQUINIX INC	2,482	2,175,646.74	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	10,510	791,508.10	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	27,139	897,758.12	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,554	1,120,043.10	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	7,935	930,140.70	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	9,020	511,163.40	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	31,682	709,993.62	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	11,633	245,339.97	
		IRON MOUNTAIN INC	12,314	1,455,391.66	
		LINEAGE INC	4,938	408,026.94	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	7,091	603,231.37	
		NETSTREIT CORP	14,993	254,581.14	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	3,426	159,343.26	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	15,284	623,587.20	
		PROLOGIS INC	17,273	2,233,053.44	
		PUBLIC STORAGE	3,043	1,104,578.57	
		REALTY INCOME CORP	17,039	1,068,004.52	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	10,770	1,775,973.00	
		SL GREEN REALTY CORP	8,292	586,161.48	

	STAG INDUSTRIAL INC	25,044	1,005,266.16	
	UDR INC	11,499	540,108.03	
	VENTAS INC	12,934	836,829.80	
	WELLTOWER INC	15,647	2,021,279.46	
計	銘柄数：35 組入時価比率：94.8%	517,480	31,685,737.83 (4,460,401,314) 96.9%	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	6,361	576,433.82	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	19,551	252,989.94	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	21,060	570,094.20	
計	銘柄数：3 組入時価比率：3.1%	46,972	1,399,517.96 (144,934,079) 3.1%	
合計			4,605,335,393 (4,605,335,393)	

(注)1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2024 年 3 月 15 日現在	2024 年 9 月 17 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			8,392,969	5,877,069
金銭信託			376,649	514,364
コール・ローン			9,906,381	7,486,693
投資証券			371,514,487	336,818,343
未収入金			814,280	257,215
未取配当金			3,306,094	2,731,625
未収利息			-	41
流動資産合計			394,310,860	353,685,350
資産合計			394,310,860	353,685,350
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			817	-
未払金			1,246,658	-
未払利息			3	-
その他未払費用			32	-
流動負債合計			1,247,510	-
負債合計			1,247,510	-
純資産の部				
元本等				
元本	*1		150,925,686	127,325,477
剰余金			242,137,664	226,359,873
剰余金又は欠損金（△）			393,063,350	353,685,350
元本等合計			393,063,350	353,685,350
純資産合計	*2		393,063,350	353,685,350
負債純資産合計			394,310,860	353,685,350

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 2024年3月16日 至 2024年9月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 (1)国内投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)外国投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1)国内投資証券 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 (2)外国投資証券 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

### (貸借対照表に関する注記)

2024年3月15日現在	2024年9月17日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 150,925,686 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 127,325,477 口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2,6044 円 (10,000口当たりの純資産額 26,044 円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2,7778 円 (10,000口当たりの純資産額 27,778 円)

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2023年9月16日 至 2024年3月15日	自 2024年3月16日 至 2024年9月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としておりま	同左	

	す。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しておられます。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2024年3月15日現在	2024年9月17日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算	—

上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

#### (その他の注記)

##### 1. 元本の移動

2024年3月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年9月16日
期首元本額	162,158,708円
期首より2024年3月15日までの追加設定元本額	2,453,722円
期首より2024年3月15日までの一部解約元本額	13,686,744円
期末元本額	150,925,686円
2024年3月15日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	142,714,044円
D C グローバル・リート・セレクション	8,211,642円

2024年9月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年3月16日
期首元本額	150,925,686円
期首より2024年9月17日までの追加設定元本額	504,957円
期首より2024年9月17日までの一部解約元本額	24,105,166円
期末元本額	127,325,477円
2024年9月17日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	119,977,396円
D C グローバル・リート・セレクション	7,348,081円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

##### 2. 有価証券関係

##### 売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年3月15日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△2,146,381
合計	△2,146,381

2024年9月17日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	19,788,304
合計	19,788,304

##### 3. デリバティブ取引関係

##### 取引の時価等に関する事項

2024年3月15日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	シンガポールドル	1,332,866	—	1,333,683	△817
合計		1,332,866	—	1,333,683	△817

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2024年9月17日現在

該当事項はありません。

#### 附属明細表

##### 1. 有価証券明細表

###### ① 株式

該当事項はありません。

###### ② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	産業ファンド投資法人 投資証券	177	21,381,600	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	17	5,542,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	74	19,839,400	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	9	5,328,000	
		日本都市ファンド投資法人 投資証券	268	27,148,400	
		森トラストリート投資法人 投資証券	303	19,664,700	
		KDX不動産投資法人 投資証券	158	24,426,800	

		大和ハウスリート投資法人 投資証券	21	4,939,200	
	計	銘柄数：8	1,027	128,270,100	
		組入時価比率：36.3%		38.1%	
オーストラリアドル	GOODMAN GROUP		8,785	313,009.55	
	GPT GROUP		41,211	208,939.77	
	MIRVAC GROUP		24,121	54,272.25	
	REGION RE LTD		49,239	114,726.87	
	SCENTRE GROUP		82,414	304,931.80	
	STOCKLAND		51,383	270,788.41	
	計	銘柄数：6	257,153	1,266,668.65 (120,194,188)	
		組入時価比率：34.0%		35.7%	
香港ドル	LINK REIT		35,530	1,357,246.00	
	計	銘柄数：1	35,530	1,357,246.00 (24,511,862)	
		組入時価比率：6.9%		7.3%	
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT		45,300	133,182.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL		55,100	119,567.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST		4,700	11,233.00	
	KEPPEL DC REIT		30,500	68,320.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST		33,700	85,935.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST		58,031	83,564.64	
	PARAGON REIT		72,000	62,280.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE		5,800	23,838.00	
	計	銘柄数：8	305,131	587,919.64 (63,842,193)	
		組入時価比率：18.1%		19.0%	
	合計			336,818,343 (208,548,243)	

(注) 1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表  
該当事項はありません。

ヨーロッパリート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2024 年 3 月 15 日現在	2024 年 9 月 17 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			14,725,516	11,247,461
金銭信託			298,848	505,649
コール・ローン			7,860,121	7,359,839
投資証券			719,176,211	776,724,076
未収配当金			4,043,473	2,216,180
未収利息			-	40
流動資産合計			746,104,169	798,053,245
資産合計			746,104,169	798,053,245
負債の部				
流動負債				
未払利息			3	-
その他未払費用			29	-
流動負債合計			32	-
負債合計			32	-
純資産の部				
元本等				
元本	*1		596,176,801	565,370,087
剰余金			149,927,336	232,683,158
剰余金又は欠損金（△）			746,104,137	798,053,245
元本等合計			746,104,137	798,053,245
純資産合計	*2		746,104,169	798,053,245
負債純資産合計			746,104,169	798,053,245

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。

### (貸借対照表に関する注記)

2024 年 3 月 15 日現在	2024 年 9 月 17 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 596,176,801 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 565,370,087 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.2515 円 (10,000 口当たりの純資産額 12,515 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.4116 円 (10,000 口当たりの純資産額 14,116 円)

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	自 2024 年 3 月 16 日 至 2024 年 9 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性	同左

	<p>リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行ております。</p> <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行ております。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2024 年 3 月 15 日現在	2024 年 9 月 17 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

### 1. 元本の移動

2024 年 3 月 15 日現在		
投資信託財産に係る元本の状況		
期首		2023 年 9 月 16 日
期首元本額		636, 196, 335 円
期首より 2024 年 3 月 15 日までの追加設定元本額		4, 416, 981 円
期首より 2024 年 3 月 15 日までの一部解約元本額		44, 436, 515 円
期末元本額		596, 176, 801 円

2024年3月15日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	162,581,045円
DCグローバル・リート・セレクション	9,424,845円
ワールド・リート・セレクション（欧州）	424,170,911円

2024年9月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年3月16日
期首元本額	596,176,801円
期首より2024年9月17日までの追加設定元本額	20,870,928円
期首より2024年9月17日までの一部解約元本額	51,677,642円
期末元本額	565,370,087円
2024年9月17日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	165,148,928円
DCグローバル・リート・セレクション	10,116,230円
ワールド・リート・セレクション（欧州）	390,104,929円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年3月15日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	21,756,647
合計	21,756,647

2024年9月17日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	103,649,546
合計	103,649,546

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

#### ①株式

該当事項はありません。

#### ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	AEDIFICA	3,639	233,987.70	
		ARGAN	1,060	80,878.00	

	COVIVIO	4,930	270,410.50	
	GECINA SA	1,168	125,209.60	
	ICADE	6,067	160,532.82	
	KLEPIERRE	12,050	351,619.00	
	MERCIALYS	7,920	97,653.60	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	29,435	347,627.35	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,940	382,850.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	9,560	236,514.40	
計	銘柄数：10	80,769	2,287,282.97 (358,074,148)	
	組入時価比率：44.9%		46.1%	
	イギリスポンド	BRITISH LAND CO PLC	65,991	305,142.38
		HAMMERSON PLC	318,440	95,532.00
		LAND SECURITIES GROUP PLC	38,028	256,498.86
		LIFE SCIENCE REIT PLC	164,970	51,965.55
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	137,660	287,709.40
		PRS REIT PLC/THE	134,210	130,317.91
		SEGRO PLC	34,560	312,560.64
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	90,000	137,520.00
		SIRIUS REAL ESTATE LTD	102,100	103,325.20
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	183,624	304,632.21
		UNITE GROUP PLC/THE	27,189	267,539.76
計	銘柄数：11	1,296,772	2,252,743.91 (418,649,928)	
	組入時価比率：52.5%		53.9%	
	合計		776,724,076 (776,724,076)	

(注) 1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

グローバル・リート・セレクション

(2024年9月30日現在)

I 資産総額	2, 526, 896, 489円
II 負債総額	2, 651, 099円
III 純資産総額（I - II）	2, 524, 245, 390円
IV 発行済数量	3, 797, 281, 225口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0. 6648円

(参考) 北米リート・マザーファンド

(2024年9月30日現在)

I 資産総額	4, 728, 192, 504円
II 負債総額	1, 700, 000円
III 純資産総額（I - II）	4, 726, 492, 504円
IV 発行済数量	1, 024, 829, 996口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	4. 6120円

(参考) オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

(2024年9月30日現在)

I 資産総額	364, 423, 447円
II 負債総額	7, 466, 731円
III 純資産総額（I - II）	356, 956, 716円
IV 発行済数量	127, 325, 477口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	2. 8035円

(参考) ヨーロッパリート・マザーファンド

(2024年9月30日現在)

I 資産総額	806, 050, 321円
II 負債総額	3, 500, 000円
III 純資産総額（I - II）	802, 550, 321円
IV 発行済数量	557, 408, 586口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1. 4398円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
該当事項はありません。

#### ■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### ○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額(2024年9月末日現在)

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後(変更前)
2022年11月30日	60億284千円(10億円)
2023年3月14日	1億円(60億284千円)

###### (2) 委託会社の機構(2024年9月末日現在)

###### 〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

###### 〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2024年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	160	13,503
追加型公社債投資信託	1	3,145
単位型株式投資信託	39	533
単位型公社債投資信託	4	90
合計	204	17,273

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 松本直也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 瞳  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	12,540,483	13,382,655
有価証券	—	99,210
未収委託者報酬	1,311,125	1,705,907
未収運用受託報酬	10,800	78,429
未収投資助言報酬	11,876	11,959
前払費用	92,173	115,978
未収還付法人税等	30,079	—
未収収益	6,452	13,481
その他の流動資産	1,253	6,841
<b>流動資産合計</b>	<b>14,004,243</b>	<b>15,414,463</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1	184,641
器具備品	※1	20,587
<b>有形固定資産合計</b>	<b>205,229</b>	<b>187,100</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		30,119
電話加入権		2,122
<b>無形固定資産合計</b>	<b>32,241</b>	<b>23,807</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		1,121,024
長期差入保証金		257,258
前払年金費用		53,042
その他		480
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,431,804</b>	<b>1,519,829</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,669,275</b>	<b>1,730,737</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,673,519</b>	<b>17,145,200</b>

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	20,342	31,333
未払金	708,338	991,947
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	698,571	925,698
その他未払金	4,765	61,247
未払費用	239,029	234,454
未払法人税等	16,738	322,685
未払消費税等	31,221	88,053
賞与引当金	12,348	—
<b>流動負債合計</b>	<u>1,028,018</u>	<u>1,668,473</u>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	293,279	278,570
役員退職慰労引当金	5,620	7,490
資産除去債務	93,410	94,372
繰延税金負債	18,513	72,083
<b>固定負債合計</b>	<u>410,823</u>	<u>452,516</u>
<b>負債合計</b>	<u>1,438,841</u>	<u>2,120,990</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	100,000	100,000
<b>資本剰余金</b>		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
<b>資本剰余金合計</b>	<u>11,467,068</u>	<u>11,467,068</u>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,331,880	2,922,414
<b>利益剰余金合計</b>	<u>2,511,710</u>	<u>3,102,244</u>
<b>株主資本合計</b>	<u>14,078,778</u>	<u>14,669,312</u>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	155,899	354,897
<b>評価・換算差額等合計</b>	<u>155,899</u>	<u>354,897</u>
<b>純資産合計</b>	<u>14,234,677</u>	<u>15,024,210</u>
<b>負債・純資産合計</b>	<u>15,673,519</u>	<u>17,145,200</u>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	9,113,651	10,123,506
運用受託報酬	19,318	108,885
投資助言報酬	27,600	27,675
その他営業収益	—	11,259
<b>営業収益合計</b>	<b>9,160,569</b>	<b>10,271,327</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	4,285,941	4,867,961
広告宣伝費	86,558	121,082
公告費	328	15
受益権管理費	16,118	16,417
調査費	1,858,200	1,837,996
調査費	315,915	236,964
委託調査費	1,542,285	1,601,031
委託計算費	260,793	273,203
営業雑経費	280,183	311,294
通信費	62,020	65,742
印刷費	146,353	158,663
諸経費	59,982	76,665
協会費	5,429	5,247
諸会費	6,397	4,976
<b>営業費用合計</b>	<b>6,788,124</b>	<b>7,427,972</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	1,316,427	1,226,095
役員報酬	104,095	73,162
給料・手当	1,204,824	1,103,991
賞与	7,508	48,940
交際費	4,731	754
寄付金	17,082	21,265
旅費交通費	11,149	10,992
租税公課	8,668	7,716
不動産賃借料	283,162	259,582
賞与引当金繰入	12,348	—
退職給付費用	43,320	32,395
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	38,381	28,769
諸経費	351,617	333,346
<b>一般管理費合計</b>	<b>2,088,759</b>	<b>1,922,788</b>
<b>営業利益</b>	<b>283,685</b>	<b>920,566</b>

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	14,713	18,926
受取利息	※1 19,472	※1 93
受取補償金	1,396	0
雑益	4,051	5,602
営業外収益合計	<u>39,634</u>	<u>24,623</u>
営業外費用		
固定資産除却損	※2 0	※2 0
為替差損	233	60
支払補償費	1,396	0
株式交付費	35,001	—
雑損	88	463
営業外費用合計	<u>36,720</u>	<u>523</u>
経常利益	<u>286,599</u>	<u>944,665</u>
特別利益		
投資有価証券売却益	18,272	17,222
投資有価証券償還益	—	173
貸倒引当金戻入	14,510	—
特別利益合計	<u>32,782</u>	<u>17,395</u>
特別損失		
有価証券償還損	13	—
投資有価証券売却損	21	4,270
投資有価証券評価損	—	50,575
特別損失合計	<u>34</u>	<u>54,845</u>
税引前当期純利益	<u>319,346</u>	<u>907,215</u>
法人税、住民税及び事業税	90,878	368,346
法人税等調整額	3,853	△ 51,664
法人税等合計	<u>94,732</u>	<u>316,682</u>
当期純利益	<u>224,614</u>	<u>590,533</u>

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立	繰越利益剰余金						
当期首残高	1,000,000	566,500	—	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435	
当期変動額													
新株の発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568	
剰余金の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142	
当期純利益							224,614	224,614	224,614			224,614	
資本金からその他資本剰余金への振替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284									
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△5,566,784	5,566,784										
別途積立金の取崩						△5,718,662	5,718,662						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△72,798	△72,798	△72,798	
当期変動額合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	—	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758	
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677	

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剩余额			利益剩余额			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剩余额	資本剩余额合計	利益準備金	その他利益剩余额	利益剩余额合計					
当期首残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額												
剩余金の配当												
当期純利益							590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 繰延税金資産（負債）

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 72,083 千円

上記の繰延税金負債 72,083 千円は、繰延税金資産 168,874 千円と繰延税金負債 240,958 千円の相殺後の金額であります。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 ( 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
建物	74,099 千円	86,481 千円
器具備品	130,717 " "	130,930 " "
計	204,816 " "	217,412 " "

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
受取利息	14,367 千円	—

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	0 千円	0 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A 種優先株式（株）	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A 種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注 1) 前事業年度の普通株式の増加株式数の 557,400 株は、S B I ファイナンシャルサービス株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注 2) 前事業年度の普通株式の減少株式数の 554,701 株及び、A 種優先株式の増加株式数の 554,701 株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式を A 種優先株式へ変更したことによるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 22 日
2022 年 11 月 11 日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022 年 11 月 11 日	2022 年 11 月 17 日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価格(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株(総額672,954千円)を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	693,564	441,359
合計	945,769	693,564

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	—
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

##### ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

##### ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

当事業年度（2024年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	221,769	—	221,769

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	307,740 — — — 391,508	70,022 — — — 372,000	237,718 — — — 19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	10,595 — — — 295,490	11,992 — — — 312,977	△1,397 — — — △17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	539,556 — — — 531,900	81,949 — — — 442,000	457,606 — — — 89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — 117,470	— — — — 122,402	— — — — △4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

## 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当事業年度における減損処理額は、50,575 千円（うち、その他 50,575 千円）であります。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30% 以上 50% 未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	589,334	514,185
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
数理計算上の差異の発生額	△70,336	△48,700
退職給付の支払額	△55,774	△49,654
その他	—	630
退職給付債務の期末残高	514,185	461,310

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	381,116	341,266
期待運用収益	1,905	1,706
数理計算上の差異の発生額	△35,927	29,842
事業主からの拠出額	16,747	15,123
退職給付の支払額	△22,575	△19,641
年金資産の期末残高	341,266	368,298

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	248,503	222,295
年金資産	△341,266	△368,298
非積立型制度の退職給付債務	265,682	239,014
未積立退職給付債務	172,919	93,012
未認識数理計算上の差異	67,317	123,866
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878
退職給付引当金	293,279	278,570
前払年金費用	△53,042	△61,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
期待運用収益	△1,905	△1,706
数理計算上の差異の費用処理額	△20,383	△21,994
確定給付制度に係る退職給付費用	28,673	21,147

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
株式	39.8%	44.0%
一般勘定	26.1%	19.7%
債券	20.7%	22.1%
その他	13.4%	14.2%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.40%	0.74%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 13,468 千円、当事業年度 12,397 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	101,445	96,357
役員退職慰労引当金	1,943	2,590
賞与引当金	4,271	—
未払金（賞与）	—	15,565
その他有価証券評価差額金	6,532	1,706
投資有価証券評価損	3,011	20,505
資産除去債務	32,310	32,643
未払事業税	4,871	29,366
その他	6,466	8,548
繰延税金資産小計	160,852	207,283
評価性引当額	△ 37,458	△ 38,409
繰延税金資産の合計	123,394	168,874
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 88,974	△ 189,382
未収配当金	△ 2,072	△ 4,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,664	△ 26,057
前払年金費用	△ 18,347	△ 21,339
未収還付事業税	△ 5,848	—
繰延税金負債の合計	△ 141,907	△ 240,958
繰延税金資産（負債）の純額	△ 18,513	△ 72,083

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	34.59%	—
(調整)		
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	0.95%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.90%	—
住民税均等割	1.19%	—
税率変更に伴う影響額	△ 3.64%	—
評価性引当額の増減	△ 3.10%	—
その他	0.58%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.66%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	92,457	93,410
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	952	962
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	93,410	94,372

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

当事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業利益	11,259
合計	10,271,327

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度		(単位：千円)
未収委託者報酬		1,311,125
未収運用受託報酬		10,800
未収投資助言報酬		11,876
合計		1,333,802

当事業年度		(単位：千円)
未収委託者報酬		1,705,907
未収運用受託報酬		78,429
未収投資助言報酬		11,959
合計		1,796,295

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接(49%)	直接の親会社資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIファイナンシャルサービス株式会社（非上場）

SBI F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	12,573 円 68 銭	13,271 円 09 銭
1 株当たり当期純利益金額	300 円 41 銭	521 円 63 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	224,614 千円	590,533 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	224,614 千円	590,533 千円
普通株式の期中平均株式数	747,694 株	1,132,101 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	14,234,677 千円	15,024,210 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,234,677 千円	15,024,210 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,132,101 株 (うち A 種優先株式)	1,132,101 株 (554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SB I 岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SB I ホールディングス株式会社の完全子会社であるSB I ファイナンシャルサービスーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SB I ホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

# 約 款

# 追 加 型 証 券 投 資 信 託

グローバル・リート・セレクション

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 北米リート・マザーファンド、オーストラリア／アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とし、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。
- ② マザーファンドを通じて、世界各国の取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に、分散投資します。
- ③ 高水準の配当収入の獲得を目指すために、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ⑤ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいい、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

なお、この約款において「不動産投資信託証券」とは、約款第17条第1項に定める投資信託証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託証券をいいます。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 株式への投資は行いません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの投資信託財産の純資産総額に対する

る比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 計算期間末と第 2 計算期間末については、分配を行いません。

#### ① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、この信託に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。

#### ② 分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、6 月と 12 月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益（評価益を含みます。）が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

#### ③ 留保益の運用方針

分配に充てなかつた留保益の運用については、この信託の運用の基本方針と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託 グローバル・リート・セレクション 約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

## (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

## (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

## (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了の日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

## (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### （信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはございません。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### （受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法

により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社は、取得申込日の翌日および翌々日（土曜日及び日曜日を除きます。）が休業日である日、およびニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日、またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する日、ならびにロンドン証券取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社の定める申込単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、本項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

#### (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断した

ときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として S B I 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「北米リート・マザーファンド」、および親投資信託「オーストラリア／アジアリート・マザーファンド」、ならびに親投資信託「ヨーロッパリート・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号および第 4 号の証券を以下「投資信託証券」といい、また、第 5 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

#### 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 第1項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ホ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第28条、第29条および第30条に掲げる取引を行なうことができます。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する投資信託証券の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、取引所および取引所に準ずる市場で取引されている投資信託証券とします。ただし、委託者は、上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものについては、投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額（マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金、その他の資産をいい、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合

を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 23 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管および投資信託証券の登録の管理)

第 25 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### （一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 28 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### （再投資の指図）

第 29 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### （損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### （受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託終了日までにその金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### （信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 1 月 27 日から平成 17 年 3 月 15 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、親投資信託「北米リート・マザーファンド」、および親投資信託「オーストラリア／アジアリート・マザーファンド」、ならびに親投資信託「ヨーロッパリート・マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受取る報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受取る報酬から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 39 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 40 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 儚還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の

信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託契約の一部解約)

第 41 条 受益者は、一部解約の実行の請求日の翌日及び翌々日（土曜日及び日曜日を除きます。）が休業日である日、およびニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日、またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する日、ならびにロンドン証券取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該委託者の指定する販売会社の定める一部解約の単位（別に定める契約に係る受益権については 1 口単位）をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (公告)

第50条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 1 月 27 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号  
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

# 北米リート・マザーファンド

## 運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、この約款において「不動産投資信託証券」とは、第14条第1項に定める投資信託証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託証券をいいます。

#### (2) 投資態度

- ① 米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。
- ② 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シー (RREEF America L. L. C.) に信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 株式への投資は行いません。
- ⑤ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## オーストラリア／アジアリート・マザーファンド

### 運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、この約款において「不動産投資信託証券」とは、第14条第1項に定める投資信託証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託証券をいいます。

##### (2) 投資態度

- ① オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。
- ② 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産および不動産投資信託証券についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。

なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSインベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。

- ⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 株式への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ヨーロッパリート・マザーファンド

### 運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、この約款において「不動産投資信託証券」とは、第14条第1項に定める投資信託証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託証券をいいます。

##### (2) 投資態度

- ① ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。
- ② 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。

なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSオルタナティブズ・グローバル・リミテッドに再委託します。

- ⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 株式への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整

を行うこととします。